

してヤブヲユ一と稱し又一名の小女としてシールンと名け他の皆
 從屬(即ち兵卒あり)として各、ユ一カソリヤソワタニヤニ一ヨモイ
 と名けたり酋長の先づ余又向ひ從容として笑を含み頷を以て挨拶
 を爲し余の腕を握り真心喜悅を含みたる顔色を表せり情、其面貌を
 見る、此等の皆マラッカ人種の如くにして色黒く眼光鋭く一見以て
 熱帯地方の蠻族たるを知るべく毛髪、眞黒く自然、生へたる
 儘之を背後、垂れ藤、よて作りたる饅頭形の帽を戴き其着したる上
 衣、宛も我が陣羽織の如く、よして中衣、赤糸を以て編みたる風呂
 敷の如きものを纏ひ、脛、其儘、裸出し、酋長とて別、服飾等、他の
 從屬と異なるもの、あらずして唯、數個の指環を其手指、貫き西洋婦
 人の用ふる如き腕環、二三個を其兩腕、飲め且つ我邦小兒の胸掛の
 如きもの、赤き毛糸を以て刺繡したるものを其胸前、掛けたるの

み又婦人の髪を束ねて後、捲附け黒色の布にて頭部を被ひ衣服の
 男子と異、あらざれども唯、風呂敷の如く、よして寛く且つ長さものを
 肩より掛けて脛を被ふ、よ至らしむ耳環、甚だ奇異あるもの、よして
 直徑、曲尺三分二厘長さ四分位の丸竹、精密ある彫刻を爲したるも
 のを一本宛、兩耳、貫き其竹の一方、よ小き硝子玉、よ糸を貫きたるも
 のを附し之を後髪、よ結び着けたり又從屬、長さ五六尺の竹竿、よ長
 さ五六寸の矛を附けたる槍を持ち腰、よ長さ二尺許の反身の刀を
 横へ其鞘、よ朱塗、よして柄、よ鐵を用ひ此等の從屬、意氣頗る活潑
 よして背部、よ赫繩の巨大あるものを以て編みたる大袋を負ひた
 り是れ即ち獵、よ出づるとき、鳥獸を入れ争鬪を爲すとき、敵の首
 級を入る、よ用ふと云ふ
 斯くて余、通辯者を以て酋長、よ向ひ余の爲め、態々山中より下り

來りし好意を謝し且つ煙草を借め又傍ら携へ來りし進物品の分配を始めたり元來生番人又物を與ふるより決して上下の差別を爲すこと亦く皆平等均一に分配するを要し一は厚くして他は薄しきは彼等の最も悦ばざる風習ありと聞及びたれば余の會長を始め小供從屬に至るまで専ら平等之を分配したり彼等ハ此進物を得て大に喜び會長も亦從屬に命じ其携へたる袋の内より圓く包みたるものを取出し此れハ貴下へ進物の爲め持來れりとして余又與へたれば余ハ何物あらんと怪みて之を開き見し一塊の大ある里芋と一東の稻穂ありしを以て乃ち受納して彼等の好意を謝したるも彼等ハ一同起ちて余を取巻き各右の手を以て余の胸を叩き一同喃々として言語を發したり余ハ通辯者又就き其何の意たるを問ひし曰く貴下ハ悦ぶべし貴下ハ彼等又無上の歡心を得たり斯く胸を叩く

ハ「汝ハ我が兄弟と同じき人あり同種の人あり」と云へる意味にて斯の如きは彼等の意中甚だ悦ばざれば爲さるる所ありと故も余も亦直ち會長の胸を叩き余ハ汝等の兄弟と同一あるやとの意を示したるも孰れも頗る歡喜の色を現はしたり余ハ又彼れ又向ひ何故も余が從者の胸をも叩かずやと問ひし會長ハ頭を左右又振り「彼の從者は支那人又て吾儕の兄弟にあらず」とて之を拒みたり元來生番の支那人を嫌忌するは各番社皆同一轍又出て要するも番人は粗暴にして且つ愚直あるを以て事を信するの念も亦甚だ強く隨て一たび信を失へば之を忌み之を惡むこと甚しきものあるも支那人等常々番人と商賣上の約束を爲しあがら往々狡猾ある手段を回らして隨意に其約を破り或は番人を欺く等の事甚だ多きを以て常々番人の嫌忌する所と爲り隨て余が從者に至るまで此嫌忌を受くるも至

るものと思はる余嘗て臺南地方を巡遊せし時或る番俗又通ぜし外國人又會ひし凡そ番人を懐くるは最初十分我が好意を示し約束を嚴正よし飽まで彼等をして我れ又僞心なきことを會得せしめば番人程御し易きものはあらじと打語りしことありしが今此從者の一事を見て其言の虚妄あらざるを知れり

右の如く懇親を結び種々談話を爲すの際豫ねて携へ來りし酒壺を開き彼等又侑めんとしたるは彼等は之を止め此品は自宅又貰ひ歸りて珍重せん此處にて飲むは無益ありと言ひたれども番人の酒を嗜むは一般の風習あれば右の酒壺は其儘彼等の意に任せて其處に置き更近處の交易場より芋焼酎二三瓶を買取り共酒宴を開かんとて之を侑めたるは彼等は非常又喜び凡そ五合許を容る、井之を盛り各回飲を始めたり其飲み方の盛あるは實又驚くべきもの

よて大人より小供に至るまで宛がら水を飲むが如くありしが一人飲み了りて井を他又回はさんとする時は必ず手を以て能く其井の縁を拭ひ互に清潔を表し其意恰も我が日本に於て酒杯を杯洗よて洗ひ淨むると同一あるが如く思はれ此等の清潔心は通常決して支那人に見ざる所あれば轉た感賞又堪へたり斯くて酋長は益愉快の心を生じたるもの歟幾回も余の胸を叩き終は自己の着したる胸掛を脱し又其妻は自己の耳飾を脱して共余が前又置き之を貴下又贈りて互ひの懇親を通すべしと言ひしを以て余は喜悅を表して之を受け「永く保存すべし」と謝辞を述べたるは酋長は愉快の餘り又や尙は余に向ひ「自己の山は來るべし然るときは兩三日の滞留は極めて易きことあり一同擧つて優待すべし」とて頻り又入山を勧めて息まざりしも其時日は既山の端を暮らして暮色蒼々たりしを以

て彼れの意を害はざる様程好く言葉を回らし何れ再び訪問の時あるべし」と圓滑な辞したれば彼れも亦強ひ難きを思ひしもの歟頗る遺憾の体ありしも其儘として止みたり然るに番人は常々男女の別なく凡そ七八歳に至れば悉く喫煙するの風あるを以て前々分與したる巻烟草の外試み余が自用の「シガレット」を衣囊より取出し之を小供と與へたるも非常な喜びて之を喫し暫くして其半を喫し了り之を母親と與へしが其之を與へんとするや吸口を自己の衣服を以て拭ひ清め其清潔の意を表せること恰も彼の酒杯を回らせる時又異あらず總て此徒の風俗は淡白清淨を旨とするもの、如く食器類の如きも一旦食ひ了れば直ち之を洗ひ清め復た決して其儘放ち置くが如き支那風の事あり

此地方も居住する生番は元と何れの處より來りし乎斷えて據るべ

きの事跡を看出すこと能はず外國宣教師等の見る所を以てすれば元と馬來人種ありと云ひ或は白哲人種の苗裔も多少混交し居ると云ひ又或は琉球宮古島邊より移住したるものあらんと云ひ諸説紛糾として孰れを是ありと定め難しと雖も此回余の面會したるトコハ、番の容貌を以て之を察するときは馬來人種と稱するもの稍當れるも似たり然れども婦人の容貌は又稍埃及人又類するものあり爰も余が談話中より聞き得たる彼等の言語二三を掲ぐるも左の如し

- 一 コト
- 二 サニー
- 三 チユソ
- 四 パヤ
- 五 マガン
- 六 テニ
- 七 アト
- 八 シバ
- 九 タイス
- 十 ソア

十より以上の數ありし凡そ物を算するときの總て十數に至て再び一より又十に至らしめ其回數を通算するの數あり故に大

數を算するどきの繩目を結びて其結目の一を十數と爲し是れより遞進通算すと云ふ

紙 ルパン 火 ホチク 天 パシヤク 山 ラフイ

川 シ、オン 小船 カノイ 寝 パヒー 吃飯 マシテクマメ

好 パラク 不好 アケ 來 モア 去 モハ

雨降 クツラツク好天氣ブラカシ

右の余が實見したる所の大畧あり元來該島の生番の數多の種族あるを以て其風俗固より同一ならず隨て一々之を分別して述ぶること容易ならず左れば余が自から土人聞き或の久しく該地を在留して内地の事情も通曉せる外國宣教師等も就き聞き得たる事實を左に畧述し以て實見の足らざる所を補へんとす
元來該島番人の耕作物の重は芋蕃薯黍蕎麥麻烟草水芋等の外は出

でざりしが支那人の該島に移住せしより以來漸く又米作の事を見習ひ今日よての米を以て重なる食物と爲すに至れり

内地に在て生番等争鬪を爲すどきの重は深林に入て之を爲すを常とす其鬪を爲すや初め先づ互に使者を送りて期日及び場處を定め争鬪の日夕刻も及べ互に戈を收めて雙方の死傷數を算へ其數最も多き方を以て敗とし敗者より勝者へ償を納め以て和解を爲す是は於て一場の争鬪始めて治まる

漁獵或の農作に従事する東海岸の諸部落は於ての番人の居屋處々々散在して別々家屋の周圍に堅壁等を設くるの事ありと雖も南部の山中に棲むハノツン番或の卑南附近に住するテーパーン番及びアミヤス番の如きの部類部屬も隨て其住屋を一處に集團し他の種族の來襲を拒ぐ便あらんが爲め常一村落毎に壁壘の如きものを築

其周圍は樹林を設け又竹藪を繞らせり就中彼の最も瘴猛ある牡丹社の如き其部落を海面を抜くこと四千尺の山中に設け崎嶇折轉したる巖石上を以て通路と爲し此は無敵の大石又木材を堆積し以て一朝他族の來襲を會せば直ち之を擲下し得るの準備を爲し居れり

爰又番族の婚禮法を示さん初め男子は在て己れの意に適するの女子あるとき一旦其女子の承諾を請ひ之を得れば自から水一荷と薪一把を擔ぎて其女子の宅に至り之を其門前置くを例とす是は於て婦家の兩親異議なきとき其水と薪を取て家内を收め又不同意あるとき之を其儘に放擲して顧みることなし斯の如くして男子若し婦家兩親の承諾なきを見るときは爾後種々の贈物を爲して其意を誘ひ只管其承諾を得んと勉むるを常とすれども斯く

ても尙ほ其許諾を得る能はざるときは女子を説き勸めて共々逃亡を謀ることあり然れども兩親の其女の結婚上は就き痛く干渉し又自己の意に従はざればとて妄り之を罰するの權あり此等生番中より一般に自由結婚の風習行はるゝを以て特は會長の命令あるは非ざれば兩親は於て自儘に之を處分すること能はずと云ふ

一家の相続者の常は長男を以て正當とし若し長男不具あるか又は不孝あるときは父親は於て其相続權を斥け更は二男若くは三男をして家を繼がしむるを一般の風習とす

番族中は在ては一村毎に一二會館の如きものを有するものあり之を「バラカン」と名け建築頗る廣大にして凡そ一村中未結婚の男女をして婚期を達するまで此に寄宿せしむ其食物は總て兩親自宅に於て拵へ之を持運ぶ事にて其少年等は自から父母の家へ歸る

を許さず故に其年限中は此館内に在て種々の仕事を見習ひ或は竹籠を作り或は衣服を仕立つる等各其欲する所を随て之に従事す又此「パランガン」は村内評定所の如きものゝ轉用することありて例へば一村落實關する緊急の事件等起るときは此館の看守人鐵の鈴を鳴らして村内を馳せ廻はり其事柄を告げて諸人又此を集まるべきことを促がすを例とす此類の風俗は中央亞非利加にも亦往々行はると云ふ

臺南部の「パイワン」種族即ち牡丹社等も在ては死骸を葬むるも常々水牛皮を以て之を包み各其家へ接近したる地へ之を埋め棺内へは総て死人の生前に着したる衣服武器其他愛玩物等を殲め墓は高山へ面じて石を以て築くを例とす「ターボン」番の葬式も亦之と大同小異にして唯墓處を己れの住屋内へ建つるの異なるのみ又アミヤ

ス番は荒地に墓を掘り死骸を西方へ面じて葬ると云ふ
番人の迷信は往々甚しきものあり今其重なるものを掲ぐるも左の如し

犬夜中へ遠吠するときは一家の内へ必ず死人ありと爲し僧を招いて祈禱せしめ其禍を拂ふ
牡鶏日没の頃へ鳴くときは不吉の兆と爲し其鶏を直ち十字形を作りたる道へ持行き以て殺戮す
旅行中噴嚏出づるときは凶中の最も凶なるものとし何様行先の近處へ接するも必ず家へ引返へすを常とす又家内へ在ても一人噴嚏を發するものあれば其他の者必ず祈禱を爲す
早朝へ狢徐を見るときは不幸の一兆と爲し又之を觸るゝときは變死の兆と爲す

夜寝中不愉快の夢を見るときは終日家も閉居す
 隣人食物も觸るゝときは眼病の兆と爲す
 酒を飲む時は必ず先づ二三滴を地も灑ぎ以て祖先の靈を慰す
 又幽霊と稱するものを恐るゝこと常々甚しく婦女子は夜中外出
 を爲さず然れども少年輩は自己の勇力を試みん爲め夜中故らも
 單身獨歩して深林幽谷も入るを常とす

新領地臺灣島終

4/11/34

明治廿八年六月十二日印刷
 明治廿八年六月十五日發行

編輯兼
 印刷者

日本橋區新和泉町一番地
 瀧川 三代太郎

發兌

日本橋區新和泉町一番地
 今古堂

版權所有

印刷所

日本橋區新和泉町一番地
 今古堂活版所

明治廿七年十一月新刊

清國兵備地圖

定價金拾五錢
郵税金二錢

- 清國艦隊兵員一覽表
- 清國陸軍兵員一覽表
- 清國招商局船一覽表

附 錄

帝國の軍隊の連戦連勝破竹の勢力を以て、清國の清兵満掃し今や進んで清境を占領しつゝあり正義堂々たる旭章の向ふ處假令幾百萬の蠻兵ありと雖も能く之を防ぎ得んや北京城頭日章を懸へし四百餘州を蹂躪する日此期合して待つべきあり故に吾人國民たる者敵の兵備を了知するの地利を明らかよし且つす本國の清國各府州縣廳要港及臺灣島等の兵備を着色を以て圖中を掲げし歩騎水師の區別を設け一目清國配兵の如何を了知し得る空前絶後の一大良圖あり

發行所

東京市日本橋區新和泉町一番地
今古堂

大日本帝國

陸海將校大集肖像

●定價金拾五錢 ●横尺壹寸
●縦尺壹尺六寸額面用 ●掲載
●人數百九拾六名

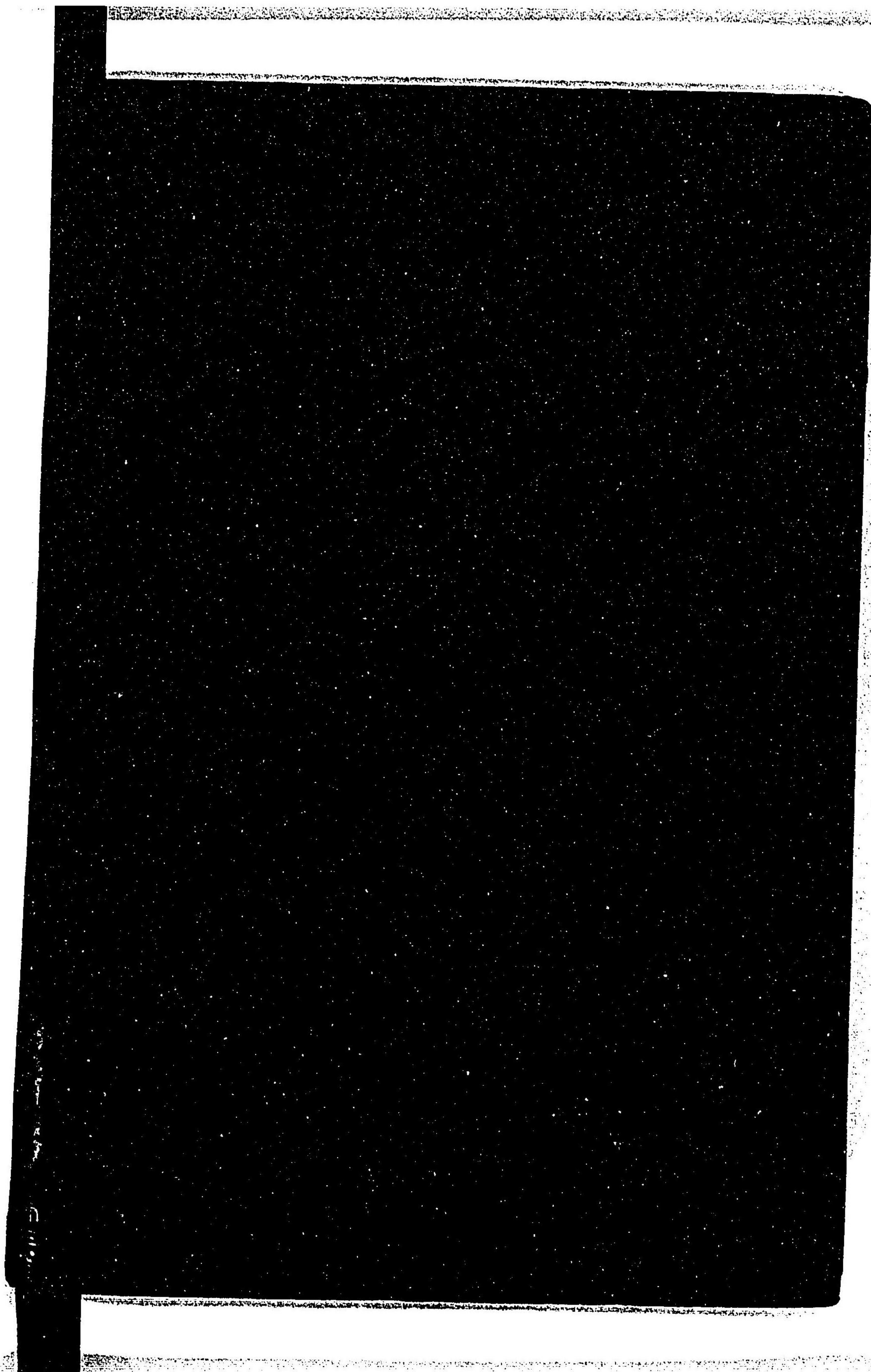
征清の事あるや我が帝國の軍隊の多年練磨の伎倆を發表するの時よして連戦連勝古來何れの歴史を見るも比類なきまでの名譽を宇内萬邦に發揚したりし日本帝國名譽の將校眞影無慮二百名の集合寫眞を美觀鮮明なる寫眞版とあしたる者かれは最も額面は適當あり請入陸續購求の榮を賜はらば幸甚

發行所

今古堂

東京市日本橋區新和泉町一番地

72
236





026572-000-3

72-236

新領地台湾島

瀧川 三代太郎 / 編

M28

ADD-0251

